

組織目標評価報告書（令和3年度）

部局名：

法学部

部局長名：

黒神 直純

目標・取組	目標・取組の実施状況(成果)及び新たに生じた課題等 (部局での検証とそれに対する取組)
<p>①教育領域</p> <p>1. 入試の実施状況 ○入試選抜のあり方の検討:2年後に控えた後期日程廃止後の入試選抜方法を検討する。具体的には、後期日程を廃止し、定員の大半を総合型選抜に加え特別選抜による選抜方法を拡充する。</p> <p>2. 教育の実施体制 ○学部新カリキュラムおよび法曹プログラムの検証:昼間コースの新カリキュラム(50分4学期制)と夜間主コースの新カリキュラムについて検証する。2020年度開始の法曹プログラムの進捗を検証する。</p> <p>3. 教育方法・内容 ①法務研究科との連携強化:法曹プログラム、および「リーガルライティング演習」等の合同科目を通じて、法務研究科との連携を一層強化させていく。 ②学生の自主的な学習支援:学生サークル「法友会」を通じて、学生の自主的な勉強会や法教育事業の実践など、学生の自主的な学習を促進する。 ③国際的な学生交流:中国政法大学、吉林大学、台湾国立高雄大学等との交流を行う。</p>	<p style="text-align: center;">関連する 年度計画の番号</p> <p style="text-align: center;">【74-1】</p> <p>教育領域における目標・取組の実施状況及び新たに生じた課題等</p> <p>1. 入試の実施状況 ①後期日程廃止に伴う準備 一般選抜後期日程廃止に向けて、5月26日に、総合型入試で実施を予定している「ペーパーインタビュー」の作問講習会を開催した。その後、検討を重ね、11月14日には、同インタビューのトライアルを行った。この結果を踏まえ、総合型入試の実施方法について入試委員会を中心に検討を実施してきた。 ②後期日程廃止に関する入試広報 コロナ禍で説明会の開催が難しいなか、8月2～6日に、後期日程廃止に関して地元有力高校に、直接出向き説明を行った。9月24日には、「県内高等学校長と岡山大学の懇談会」において登壇し、高校長に向けて法学部の広報を行った。</p> <p>2. 教育の実施体制 新カリキュラムおよび法曹プログラムの検証 昼間コースおよび夜間主コースの新カリキュラムは、順調に動き出した。教務委員会や教育フォーラムの場で随時進捗を検討してきた。また、昨年度から開始した法曹プログラムについては、学生の学習進捗状況・成績等について、法務研究科との間で情報共有を行った。また、学生に法曹プログラムの意義や法曹への関心を持たせるための企画を法務研究科と共同で複数回実施した。第1回目の早期卒業生として4名を輩出(本学法務研究科へ進学)した。</p> <p>3. 教育方法・内容 ①法務研究科との連携強化 「法解釈の基礎」や「リーガルライティング演習」などの科目を法務研究科教員の協力を得ながら今年度も継続して実施した。さらに、「法曹プログラム説明会」、「(司法試験)合格体験講演会」に加え、司法試験合格者が学部学生を指導する「合格者ゼミナール」といった企画を法務研究科と共同で実施することで、学生の基礎学力の向上と法曹を志す学生の掘り起こしを図った。 ②学生の自主的な学習支援 法友会を通じた学生の自主的な学習の支援として、岡山弁護士会や岡山県消費生活センター等の協力のもと、法友会を中心にして、11月20日には「ジュニア・ロースクール岡山」を開催、2022年2月22日には清心中学での法教育を実施するなど、学習した知識等をさまざまな形式で発表する場を設けることにより、学生による自主的な学習の支援を行った。なお、法友会の活動の地道な活動が認められ、6月に消費者庁の内閣総理大臣表彰を受賞した。メディアにも取り上げられた。主なものとして、(i)2021年8月12日 岡山県消費生活センターの動画教材(「契約」について考えよう)の作成協力、(ii)2021年11月14日 晴れの国生き活きテレビに出演、「岡山県による若者の消費者被害防止活動に協力」、(iii)2022年2月27日 地方連携推進フォーラム2022in岡山(消費者庁主催)でパネリストとして法友会の法教育活動を報告。 そのほか、著しい社会貢献活動等を行った学生を表彰する制度として、昨年度設置した岡山大学法学会との共催で「法学部長表彰」を年2回(上・下半期)実施した。法学部HPにおける、受賞の対象となった活動の紹介は、法教育が地域社会・地域活動と密接に関係していることを学生に意識させることにもつながっているといえよう。 キャリア支援としては、学部独自の企業説明会を実施し、最終的には、16名がインターンシップに参加した。なお、11月に実施予定であったインターンシップ報告会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、今年度は実施しなかった。 ③国際的な学生交流 2021年10月13日には上海の華東政法大学との間で国際交流セミナー(74名参加)を、12月7日には台湾国立高雄大学との国際交流セミナー(60名参加)を行い、各テーマに沿った活発な議論を通じて、学生間や教員間における相互交流の促進を図った。</p>
<p>②研究領域</p> <p>1. 研究の実施体制ならびに実施状況</p> <p>①構成員間の研究情報の交換・共有:「研究フォーラム」(構成員全員が参加する研究会。年4回程度開催)を通じて、学部構成員間の研究交流を実践する。 ②外部の法律専門家との研究会の定期的開催:法務研究科教員や、裁判官・弁護士など実務家とも協力して、継続的に民事法研究会、公法判例研究会、刑事法研究会等の研究会を開催し、最新の学説・判例に関する情報を交換する。</p> <p>2. 研究資金の獲得状況</p> <p>①外部資金の獲得に向けた取組み:研究基盤フォーラムにおいて科学研究費等外部資金獲得のための情報を交換する。研究協力課と連携して、科研申請書作成のための講習会を実施する。科研申請書類の添削等も実施する。これらの取組みを通じて、科学研究費への応募・獲得を一層促進する。 ②国際的な研究交流:台湾国立高雄大学等の協定校との研究交流を実施する。</p>	<p style="text-align: center;">関連する 年度計画の番号</p> <p style="text-align: center;">【74-1】</p> <p>研究領域における目標・取組の実施状況及び新たに生じた課題等</p> <p>1. 研究の実施体制ならびに実施状況 ①構成員間の研究情報の交換・共有 今年度も、2021年6月23日(報告者:嶋津)、10月27日(朴)、2022年1月26日(田代)にそれぞれ「研究フォーラム」を開催した。若手教員が最新の研究成果を報告し、参加者で討論した。構成員間の研究意識向上、研究交流のためにじつに効果的な機会であった。 ②外部の法律専門家との研究会の定期的開催 10月30日に、中四国エリアの国公立大学から成る中四国法政学会が開催され、学部長以下多くの学部構成員が参加した。定例の民事法研究会や公法判例研究会はコロナ禍のため開催されなかった。</p> <p>2. 研究資金の獲得状況 ①外部資金の獲得に向けた取組み 「研究基盤フォーラム」を4月26日に開催し、外部資金獲得の方法や、法教育や接続教育などの法学部共同研究プロジェクトのあり方について検討した。7月28日には、研究推進委員会科学研究費補助事業部会長の窪木拓男先生を招き、「科研セミナー」を開催し、科研費獲得のための情報交換を行った。また、同セミナー等で教示された方法を実践に移し、科研費申請書類を添削する体制等の整備を行った。さらに、科研費獲得を強く促す方策として、科研採択状況を教授会で全教員名を出して報告し、各自に科研費獲得の重要性を認識してもらうとともに、科研費申請のない者に対しては研究費10万円をカットした。その結果、科研費獲得件数の向上が見られた(新規採択率:→30.8(R2)→35.7(R3))。 ②国際的な研究交流 12月7日に、協定校である台湾国立高雄大学(簡教授)と研究交流を実施した。</p>

③社会貢献(診療を含む)領域	関連する 年度計画の番号	社会貢献(診療を含む)領域における目標・取組の実施状況及び新たに生じた課題等
<p>1. 法教育事業を通じた地域との連携:岡山県弁護士会や岡山県消費生活センターとの連携を通じて、「ジュニア・ロースクール」等のイベントや、地元中学・高校への学生派遣による法教育を実施する。</p> <p>2. 地域の自治体の委員等の派遣:地域の自治体や弁護士会等に委員を派遣し、自治体や団体の運営に協力し、これを通じて地域の諸々の課題解決に取り組む。</p> <p>3. 多文化共生事業を通じた地域との連携:本学部教員と県内自治体等の職員から構成される岡山県多文化共生政策研究会を通じて、県内に在住する外国人との共生を目指すいわゆる多文化共生について、地元自治体の施策に協力する。</p> <p>4. 高大連携事業の実施:高校への教員派遣(今年度は主としてオンライン)や、高校生の大学訪問を通じて、高校生に対して法学部教育(いわゆるリーガル・マインドの涵養)の理解を促進する。</p> <p>5. 生涯学習の支援:公開講座を開催し、地域の生涯学習の支援を行う。</p>		<p>1. 法教育事業を通じた地域との連携 岡山県弁護士会や岡山県消費生活センターとの連携を通じて、11月20日開催の「ジュニア・ロースクール」等のイベントや、地元中学・高校への学生派遣による法教育を実施した。</p> <p>2. 地域の自治体の委員等の派遣 県庁、市町村、弁護士会その他諸団体への委員の派遣を行った。</p> <p>3. 多文化共生事業を通じた地域との連携 今年度は、本学部教員間で、随時県内に在住する外国人との共生を目指すいわゆる多文化共生について、地元自治体の施策について議論した。</p> <p>4. 高大連携事業の実施 高校への教員派遣(7校。今年度はオンライン)や、高校生の大学訪問(1校)、中学生の大学訪問(1校)を通じて法学部教育の理解を促進した。法学部HP(「学部長の部屋」等)やメルマガ「法学部だより」を通じて常時社会や高等学校等に向けて情報発信に努めた。その他、高大連携事業の一環での講義やオープンキャンパスなどの活動を通じて、地域における法教育事業の推進に寄与した。</p> <p>5. 生涯学習の支援 7月31日に政治思想史をテーマとした公開講座を実施した。</p>
④管理運営領域	関連する 年度計画の番号	管理運営領域における目標・取組の実施状況及び新たに生じた課題等
<p>1. 学部構成員の意識改革:本学の客観的状況および本学の基本方針を踏まえた上で、学部のあるべき姿につき教授会等で情報共有し、常に学部構成員の意識向上を図る。とりわけ、科研費の獲得の必要性につき、常に意識を高める。</p> <p>2. 学部人事計画:既定の学部将来構想に基づき、新規採用人事や昇任人事を検討する。具体的には、年度当初に人事委員会を開催し、人事計画につき討議する。</p> <p>3. 教員活動評価基準の検証:本年度より実施される教員活動評価基準が適切に機能しているかどうかを検証する。</p> <p>4. 大学内外への学部広報の拡充:HP(メルマガ「法学部だより」、学部長の部屋等)やパンフを通じた広報を拡充する。広報課や入試課とも連携する。</p> <p>5. 各種研修実施による意識の向上:教授会等の機会を利用して、ハラスメント、法令遵守その他の研修を行い、構成員の意識の向上を図る。</p>	【93-1】	<p>1. 学部構成員の意識改革 本学の客観的状況および本学の基本方針を踏まえた上で、学部構成員の意識向上を図った。とりわけ、科研費の獲得の必要性につき、種々の意識向上策を講じた結果、新規獲得件数の向上に繋がった。</p> <p>2. 学部人事計画 既定の学部将来構想に基づき、新規採用人事や昇任人事を検討した。年度当初に人事委員会を開催し人事計画を策定した。理事とのポスト協議に際しては、全学の事情を考慮した上で学部人事計画を練り協議に臨んだ。</p> <p>3. 教員活動評価基準の検証 本年度より一新された教員活動評価システムに沿った基準を策定し、適切に運用した。</p> <p>4. 大学内外への学部広報の拡充 HP(メルマガ「法学部だより」、学部長の部屋等)やパンフを通じた広報を拡充した。広報課や入試課ともうまく連携できた。</p> <p>5. 各種研修実施による意識の向上 教授会等の機会を利用して、ハラスメント(2022年2月9日講習会実施)、法令遵守その他の研修を行い、構成員の意識の向上を図った。</p>